## 特定非営利活動法人 ネットワーク・市民アーカイブ 定款

## 第1章 総則

(名称)

第 I 条 この法人は、特定非営利活動法人ネット ワーク・市民アーカイブという。

## (事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都立川 市幸町五丁目 96 番地の 7 に置く。

## (目的)

第 3 条 この法人は、個人や団体が発行する通信・会報などの市民活動資料群の収集・保存・活用・公開を通して、多様な市民活動資料を時代・地域・分野を超えて共有することで、市民主体の持続可能な社会づくりに寄与することを目的とする。

## (特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、 次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は 活動に関する連絡、助言又は援助の活動

## (事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1)「市民アーカイブ多摩」の運営、及び市民活動資料の収集・整理・保存・活用事業。
- (2)多摩地域の市民活動の交流拠点としての事 業。
- (3)「市民アーカイブ多摩」周辺の緑地保全事業。
- (4) その他目的を達成するために必要な事業。

## 第2章 会 員

## (種別)

第 6 条 この法人の会員は、次の 2 種とし、正会 員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」と いう。)上の社員とする。

- (I)正会員 この法人の目的に賛同して入会し た個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

#### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に 定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理 由がない限り、入会を認めなければならない。

4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、 速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通 知しなければならない。

## (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会 費を納入しなければならない。

## (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4)除名されたとき。

### (银会)

第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長 に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為 をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、 議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

## 第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上15人以内
- (2) 監事 | 人以上
- 2 理事のうち | 人を理事長とし、必要に応じて 若干名の副理事長を設ける。

## (選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 理事のうちには、理事のいずれか | 人及びその親族その他特殊の関係がある者(租税特別措置 法施行令第25条の17第6項第 | 号に規定するものをいう。以下同じ。)の合計数が、理事総数(現在数)の3分の | を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事には、理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及びこの法人の職員が含まれてはならない。また、監事は、相互に親族その他特殊の関係にある者であってはならない。

### (職務)

第 14 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法

人を代表しない。

- 3 理事と副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故 あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行す る。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務 又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反 する重大な事実があることを発見した場合には、これを 総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況 について、理事に意見を述べること。

### (任期等)

- 第 15 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を 妨げない
- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、 それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会に おいて後任の役員が選任された場合は、当該総会が集結 するまでを任期とする。任期満了後、後任の役員が選任 されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結 するまでその任期を伸長する。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が 就任するまでは、その職務を行わなければならない。

### (欠冒補充)

第 |6 条 理事又は監事のうち、その定数の3分の | を 超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなけれ ばならない。

## (解任)

- 第 17 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総 会の議決により、これを解任することができる。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、 議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

#### (報酬等)

- 第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を 弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第4章 会議

## (種別)

- 第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。
- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

## (総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

### (総会の権能)

- 第21条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
- (2)解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任及び解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 資産の管理の方法
- (9)借入金(その事業年度内の収益をもって償還する 短期借入金を除く。第46条において同じ。)その他新 たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 解散における残余財産の帰属
- (11) 事務局の組織及び運営
- (12) その他運営に関する重要事項

## (総会の開催)

- 第22条 通常総会は、毎年 | 回開催する。
- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の5分の I 以上から会議の目的を記載した 書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第 14 条第5項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

## (総会の招集)

- 第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、 理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を開催しなければならない。
- 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的 及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開 催の日の少なくとも5日前までに会員に通知しなければ ならない。

## (総会の議長)

第 24 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の 中から選出する。

## (総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

#### (総会の議決)

- 第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の 規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出 席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、 議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について 提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記 録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決

する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

#### (総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員 は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電 磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人とし て表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次 条第1項の適用については、総会に出席したものとみな す。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会 員は、その議事の議決に加わることができない。

#### (総会の議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した 議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2)正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、 その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事 録署名人 I 人以上が、記名押印又は署名しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は 電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総 会の決議があったとみなされた場合においては、次の事 項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1)総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会 冒総数
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名 (理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

## (理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する 事項

#### (理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1)理事長が必要と認めたとき。
- (2)理事総数の2分の1以上から理事会の目的である 事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

### (理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったと きは、その日から 15 日以内に理事会を招集しなければ ならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的

及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。 (理事会の議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長または理事長の指名する理事がこれにあたる。

#### (理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事 は、あらかじめ通知された事項について書面、電磁的方 法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理 事は、その議事の議決に加わることができない。

## (理事会の議事録)

第 36 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された 議事録署名人 I 人以上が記名押印又は署名しなければな らない。

### 第5章 資産

#### (資産の構成)

第 37 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものを もって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

## (資産の区分)

第 38 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事 業に関する資産とする。

## (資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第6章 会計

## (会計の原則)

第 40 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる 原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第 41 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

### (事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## (事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、 毎事業年度、理事長が作成し、総会の議決を経なければ ならない。

## (暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由 により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議 決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収 益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

#### (予算の追加及び更正)

第 45 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

### (事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対 照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終 了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、 総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

## (臨機の措置)

第 47 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借 入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をし ようとするときは、総会の議決を経なければならない。

### 第7章 定款の変更、解散及び合併

## (定款の変更)

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、 総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決 を経、かつ、法第 25 条第3項に規定する軽微な事項を 除いて所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の 認証を得なければならない事項を除く。)したときは、 所轄庁に届け出なければならない。

## (解散)

第49条 この法人は、次に揚げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不 能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 | 号の事由によりこの法人が解散するときは、 正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。 3 第 | 項第2号の事由により解散するときは、所轄庁 の認定を得なければならない。

## (残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

## (合併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第8章 公告の方法

#### (公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場、またはホームページに掲示する。法第28条の2第 | 項に規定する貸借対照表の公告についても同様とする。但し、解散した場合に清算人が債権者に対して行う公告、清算人が清算法人について破産手続開始の申立てを行った旨の公告については、官報に掲示して行う。

## 第9章 事務局

### (事務局の設置)

第 53 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、 事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

## (職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。 (組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第10章 雑則

## (細則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事 会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 附則

この定款は、この法人の成立の日から施行する。この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

### 監事 山口真理子

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15条第 I 項の規定にかかわらず、この法人成立の日から 2027 年 5 月 3 I 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の

規定にかかわらず、この法人成立の日から 2026 年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員(個人) I 口 6,000 円、I 口以上 賛助会員(個人) I 口 3,000 円、I 口以上 (団体) I 口 3,000 円、2 口以上

## 役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿

特定非営利活動法人 ネットワーク・市民アーカイブ

- 1 確認事項(法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。)
  - ☑ 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。(法第20条関係)
  - ☑ 各役員について、親族の規定に違反していません。(法第2Ⅰ条関係)

	役 名	名	前	報酬の有無	備考
l	理事	マスザワ 増澤		無し	理事長
2	理事	イイツカ 飯塚		無し	
3	理事	エトウ		無し	
4	理事	オオデ		無し	
5	理事	スギヤマ 杉山		無し	
6	理事	スズキ		無し	
7	理事	タカハラ 髙原		無し	
8	理事	ホリウチ 堀内		無し	
9	理事	マチムラ 町村		無し	
10	監事	ヤマグチ		無し	

## 2025 年度事業計画書

特定非営利活動法人 ネットワーク・市民アーカイブ

## 1.事業実施の方針

2025 年度は 2026 年度に向けた市民活動資料室「市民アーカイブ多摩」の運営、及び市民活動資料の収集・整理・保存・活用事業の準備事業を行う。

## 2. 事業の実施に関する事項

(1)特定非営利活動に係る事業(事業費の総費用【0】千円)

事業名	事業内容	B	場所	従業者 受益対象者の		対象者	支出額
<b>争果</b> 石		時	- 32/1	人数	範囲と人数	人数	又山积
/I) [本尼マーも	・市民アーカイ	i	市民アー	610	市民活動資料	3000人	60
(1)「市民アーカ	ブ多摩の開館、	~3	カイブ多	人	発行者		千円
イブ多摩」の運	市民活動資料に	月	摩、		多摩地域市民		
営、及び市民活	ついての学習研		多摩地域		など特定多数	:	
動資料の収集・	  究活動、広報と		公共施設				
整理・保存・活	しての通信等の		など				
用事業	発行の準備期間		& C				
	·地域市民団体	1~	市民アー	20人	多摩地域市民	20人	0円
(2) 多摩地域の	との情報共有企	3	カイブ多		団体など		
市民活動の交流	画の実施	月	摩				
拠点としての事							
業	-						
	・地域緑地保全	~	市民アー	30 人	地域緑地保全	30人	0円
(3)「市民アーカ	団体との情報共	3	カイブ多		団体		
イブ多摩」周辺	有	月	摩				
	1						
の緑地保全事業							
				<u></u>			

## 2026 年度事業計画書

特定非営利活動法人 ネットワーク・市民アーカイブ

## 1.事業実施の方針

2026 年度は市民活動資料室「市民アーカイブ多摩」の運営、及び市民活動資料の収集・整理・保存・活用事業を行う。また、前年度に引き続き、市民活動の共有拠点としての活動、緑地保全事業にかかる団体との情報共有を進めていく。

## 2. 事業の実施に関する事項

## (1)特定非営利活動に係る事業

		B		従業者	受益対象者の	対象者	
事業名	事業内容	時	場所	人数	範囲と人数	人数	支出額
(1)「市民アーカ	・市民アーカイ	4~	市民アー	610	市民活動資料	3000人	140
イブ多摩」の運	ブ多摩の開館。	3	カイブ多	人	発行者		千円
営、及び市民活	・市民活動資料	月	摩、		多摩地域市民		
動資料の収集・	についての学習		多摩地域		など特定多数		
整理・保存・活	研究活動。		公共施設				
用事業	・広報としての通信等の発行		など				
	・地域市民団体	4~	市民アー	100	市民活動資料	1000人	30 千円
(2)多摩地域の	との情報共有	3	カイブ多	人	発行者		
市民活動の交流	・印刷支援等	月	摩		多摩地域市民		
拠点としての事					など特定多数		;
業							
	·地域緑地保全	4~	市民アー	100	市民活動資料	1000人	10 千円
(3)「市民アーカ	団体との情報共	3	カイブ多	人	発行者		
イブ多摩」周辺	有	月	摩		多摩地域市民		
の緑地保全事業	・市民参加型の 周辺地域緑地保				など特定多数		
	局 辺 地 域 緑 地 休    全活動						

# 2025年度 特定非営利活動に係る事業会計 活動計算書

(設立の日~2026年3月31日) 特定非営利活動法人 ネットワーク・市民アーカイブ

<b>F</b>	特定非営利活動法人 ネットワーク・市民アーカイブ			
科目	子法算額			
I 経常収益				
I 受取会費			·	
会費収入	60,000	60,000		
2 受取寄付金				
<b>賛助会員会費</b>	0			
寄付金	0	0		
3 受取助成金				
助成金など	0	0		
4 事業収益	_			
(1)市民アーカイブ多摩関連	0	0		
5 その他収益		U		
雑収益	0			
受取利子	ő	0		
			(0.000	
経常収益計 (A)			60,000	
Ⅱ 経常費用				
事業費				
(1)人件費	0			
(2)その他経費				
事務・消耗品費	60,000			
資料整備費	0			
施設整備費	0			
会議・会場費	0			
広報費	0			
集会活動費	0			
謝礼金支出	0			
通信運搬費	0			
参加費・分担金	0			
交通費	0			
保険料	0	:		
雑費・部会活動費	0			
		60,000		
2 管理費				
(1)人件費				
役員報酬	0			
(2)その他経費				
共益費	0			
光熱費・電話代	0	_		
		0		
経常費用計 (B)			60,000	
当期正味財産増減額(A)-(B)			o	
前期収支差額 (C)			0	
設立時正味財産額(A)-(B)+(C)			l ol	
以上的上小水水水水(人)(U)(U)	<u> </u>		<u> </u>	

計算書類の作成は、NPO法人会計基準によっています。

## プ 2026年度 特定非営利活動に係る事業会計 活動計算書

(2026年4月1日から2027年3月31日)

特定非営利活動法人 ネットワーク・市民アーカイブ

	特定非営利活動法		1910/ /3//	
科目		子共算額		
I 経常収益 I 受取会費 会費収入	420,000	420,000		
<ul><li>2 受取寄付金</li><li>賛助会員会費</li><li>寄付金</li></ul>	420,000 300,000	720,000		
3 受取助成金 助成金など 4 事業収益	200,000	200,000		
(1)市民アーカイブ多摩関連	100,000	100,000	i	
5 その他収益 雑収益 受取利子	10,000 1,000	11,000	1 451 000	
経常収益計 (A)  Ⅱ 経常費用	0		1,451,000	
(2)その他経費 事務・消耗品費 資料整備費 施設整備費 会議・会場費 広報費	480,000 40,000 100,000 50,000 120,000			
集会活動費 謝礼金支出 通信運搬費 参加費・分担金 交通費 保険料 雑費・部会活動費	2,000 100,000 200,000 23,000 140,000 5,000			
	10,000	1,270,000		
2 管理費 (I)人件費 役員報酬 (2)その他経費	0			
共益費 光熱費・電話代	120,000 60,000	180,000		9367660
経常費用計 (B)			1,450,000	
│ │  当期正味財産増減額(A)-(B)			1,000	
前期収支差額 (C)			0	
` '			1,000	
次期繰越正味財産額(A)-(B)+(C)			1,000	

次期繰越正味財産額(A)-(B)+(C) 計算書類の作成は、NPO法人会計基準によっています。

## 特定非営利活動法人ネットワーク・市民アーカイブ設立趣旨書

2014 年4月、私たちネットワーク・市民アーカイブは立川市幸町の玉川上水近くの雑木林内に市民活動資料館「市民アーカイブ多摩」を開設し、市民活動資料の収集・保存・公開・活用の拠点とした。

東京都立多摩社会教育会館市民活動サービスコーナー事業は、1972 年から東京・多摩地域における市民活動資料収集・保存の活動をしてきた。この事業が 2002 年 3 月に廃止され、収集された市民活動資料が散逸、廃棄されることを心配した市民により、2006 年に「市民活動資料・情報センターをつくる会」が発足。資料保存運動とともに、自治体や諸機関に資料館開設を呼びかけた。しかし実現できず、自力で資料館をつくることを決意し、募金運動を展開。その過程でさまざまな出会いがあり、現在地で「市民アーカイブ多摩」の開館に至った(開館と同時に会の名称を「ネットワーク・市民アーカイブ」に改称)。

開館から 10 年の間に、通信の発行、催しの開催などを通して、少しずつ資料館の存在が知られるようになり、収集資料、会員やボランティア数、来館者やレファレンス件数は増加した。利用目的は、資料閲覧(市民活動情報、自治体史編さん、社会運動に関する研究、仲間や居場所探し、通信の制作)や、見学(施設見学・資料整理方法)など多様である。その利用目的には当館のあるべき姿や資料活用への示唆があり、新たな人や活動との交流も広がってきた。

当初は開館業務や資料整理だけで精一杯であったが、市民活動資料の収集・保存・公開には、継続が不可欠で、開館から 10 年を経て活動基盤の強化を強く意識するようになった。任意団体として活動してきたが、資料を次の世代に引き継ぎ、より多くの人の参加を得るために、組織を公開し、運営の透明性をより高めていく必要があることから私たちはNPO 法人格の取得を選択した。

NPO法人を設立することで、私たちの活動基盤を強化し、市民活動資料の収集・保存・活用・公開をより安定的に、持続的に行っていきたい。そして市民活動資料が持つ、人と人とを繋ぐ力に支えられながら、さまざまな市民活動の足跡を過去から現在へ、さらに未来へと引き継いでいく。

2025年6月8日

特定非営利活動法人 ネットワーク・市民アーカイブ

設立代表者